

防災マップ制作業務 仕様書

1. 目的

本業務は、佐賀県が新たに作成・公表した土砂災害警戒（特別警戒）区域等並びに高潮浸水想定区域に加え、切通川及び井柳川等の中小河川を含め拡大された新たな洪水浸水想定区域を踏まえ、平成 29 年度に作成した「上峰町防災ガイドブック」の改訂及び印刷・製本を行うものである。

町内の最新の災害リスクや避難所等の防災情報を分かりやすく整理し、住民をはじめ通勤・通学者、旅行者等に対して、平常時から災害時に必要な情報を容易に確認できる環境を整備する。これにより、一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、災害時における迅速かつ適切な自主的避難行動（被害軽減行動）につなげるため、実効性に優れた防災マップ（防災ガイドブック及びハザードマップ）へと刷新することを目的とする。

2. 業務内容

（1）上峰町防災ガイドブックの作成

- ・形態：冊子（中綴じ）
- ・サイズ：A 4 判
- ・部数：5,000 部
- ・頁数：40 頁（本文 36 頁＋表紙 4 頁）
- ・色数：4C/4C
- ・紙質：表紙/コート紙 四六判 135kg 本文/コート紙 四六判 90kg
- ・加工：表 3 ポケット（裏表紙内側のポケット、一枚地図差込）

（2）上峰町ハザードマップの作成（洪水、土砂災害、高潮等の災害リスクを一体的に掲載したハザードマップ 1 種）

- ・形態：一枚物
- ・サイズ：A1 判を基準とした変形サイズ（展開時の仕上がり寸法については、発注者と協議の上決定する。）
- ・部数：5,000 部
- ・色数：4／C
- ・紙質：コート紙 四六判 90 kg
- ・折り：ジャバラ 3 山直角 1 度折

（3）冊子の仕分け・梱包

納品時は、防災ガイドブック 5,000 部のそれぞれの表 3 ポケットにハザードマップ 1 部を差し込み、ガイドブックとハザードマップを一組とした状態で梱包・納品するものとする。

(4) 本委託業務で作成される防災ガイドブック及びハザードマップについて、上峰町公式ホームページへの掲載用 PDF を作成すること。

- ・ウェブ掲載に適したファイル容量及び画質となるよう最適化するものとし、文字、図表、地図情報等が閲覧時に判読できる品質を確保すること。
- ・なお、PDF に使用する画像については、800pixel×800pixel 以下とする。
- ・掲載箇所は防災ガイドブック、ハザードマップ全てを対象とする。
- ・掲載期間は次回改訂を行うまでの期間とする。
- ・成果品に関わる著作権等を第三者が保有している場合は、受託者にて使用許諾の取得および公衆送信費等の使用料を負担すること。

(5) 成果品の納品

納品場所は上峰町 総務課とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

4. 納品日

令和9年3月12日まで

5. 準拠する法令等

この業務は、仕様書のほか、次の法令等に基づいて実施する。

- ・災害対策基本法
- ・災害救助法
- ・水防法
- ・測量法
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・防災基本計画
- ・土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン：国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
- ・避難情報に関するガイドライン（令和8年3月改定）〔内閣府（防災担当）〕
- ・水害ハザードマップ作成の手引き（令和8年5月改定）：国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
- ・佐賀県地域防災計画
- ・上峰町地域防災計画
- ・その他、国、佐賀県その他関係機関が公表する最新の手引き、ガイドライン等
- ・その他関係法令、通達等

6. 著作権等の扱い

- (1) 受託者は、本業務により新たに作成した成果品及び中間生成物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他の権利を、発注者に無償で譲渡するものとする。
ただし、成果品のうち、発注者より提供された資料・情報の著作権は発注者に留保されるものとし、当該資料・情報を除く部分の著作権は受託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、著作権、意匠権などのいかなる権利も侵害することのないよう、必要な処置を講ずること。

7. 背景に使用する地図

- (1) 縮尺 1/2,500 精度の詳細な地形データを基図として使用し、全ての建物の形状や道路が確認できるものであること。また、上峰町全域について、令和 6 年 4 月 1 日以降に更新された地図データのうち、本業務の実施時点において使用可能な最新のものを使用すること。
- (2) 国土地理院や上峰町の使用承認を得ていること。また、成果品には必要な出所表示を行うこと。
- (3) 通勤・通学者、旅行者等の行動範囲を考慮し、上峰町の行政区域に加え、周辺自治体の主要道路、主要施設、河川その他避難行動上必要な情報が確認できる範囲についても地図を表示するものとする。表示する範囲及び掲載内容については、発注者と協議の上、決定する
- (4) 第三者が著作権を持っている地図を使用する場合は、受託者において使用許諾を得るものとし、使用料等が発生する場合は、受託者においてその使用料等を負担すること。
- (5) 地図には各種ハザード情報の他、避難場所等、必要な情報を掲載すること。また、国道、県道は道路番号を記載するほか着色するなど色分けを行うこと。
- (6) 使用する地図はレイヤー構造とし、各種ハザード情報を重ねても家屋の場所が判別しやすいように、家屋のレイヤーを上位にすること。
- (7) 本業務で作成した地図データについては、今後の改訂等に活用できるよう、レイヤー構造を保持した編集可能な電子データを納品すること。なお、納品するデータの形式については、発注者と協議の上決定する。

8. 受託時の提出書類

契約締結後に次の書類を発注者が指示する日までに提出し、発注者の承諾を受けること。

- ・委託業務着手届
- ・業務工程表
- ・総括責任者（現場責任者）の選任届
- ・再委託承諾申請書 ※再委託をする場合に限る

9. 参考資料の貸与

- （１） 発注者は、契約締結後、業務遂行に必要な範囲で、発注者が保有する災害関連資料を受託者に貸与又は提供する。
 - ・土砂災害警戒（特別警戒）区域（shape 形式）
 - ・洪水浸水想定区域（shape 形式）
 - ・高潮浸水想定区域（shape 形式）
 - ・避難所一覧
 - ・上峰町地域防災計画
 - ・その他災害関連情報
- （２） 受託者は貸与品を汚損、紛失、盗難などの事故がないよう責任をもって管理し、業務終了後に返却する。

10. 打合せ協議

受託者は、本業務実施に先立ち業務内容について、発注者と打合せ協議を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告しなくてはならない。

また、発注者が作業の進捗状況・作業手法等に関することで必要と認めた場合においても、適宜実施することとする。

11. 災害関連情報の確認及び反映

- （１） 受託者は、本業務の実施に当たり、国、佐賀県及び上峰町その他関係機関が公表する最新の災害関連情報を確認し、成果品への反映について発注者と協議するものとする。
- （２） 契約締結後に、国、佐賀県その他関係機関が公表する法令、基準、ガイドラインその他の防災関連情報に変更が生じた場合は、受託者はその内容を確認し、成果品への反映について発注者と協議するものとする。
- （３） 成果品に掲載する情報の最終的な内容については、発注者が確認し、承認するものとする。

12. 防災ハザードマップ(冊子・一枚物)作成の作業内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備

全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受託者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

(2) 資料の収集・整理

本業務を進めるにあたって、準拠する法令等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像等があれば受託者は発注者に請求することができる。

また、国、佐賀県及び関係機関が公表する最新の災害関連情報を確認し、掲載内容に反映するものとする。

(3) 防災情報記事、地図面の作成方針の検討、編集・デザイン

防災情報記事の表現については、住民に誤解を与えないようにするよう注意するとともに、分かりやすい内容になるようイラストや図表を多用する。また、高齢者や子どもでも見やすいようにユニバーサルデザインを意識して作成すること。

(4) 地図面については、県に指定されている、土砂災害警戒（特別警戒）区域及び洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域を網羅すること。

(5) 印刷用データの作成

印刷用のデータは Adobe 社の Illustrator で作成するものとし、視覚障害者などに配慮したカラーデザインを検討する。

(6) 校正

校正は原則 3 回とする。ただし、発注者が必要と認める場合は、受託者と協議の上、追加校正を行うものとする。

印刷・製本に先立ち、発注者による最終校了を受けるものとする。

(7) 印刷・製本

2. 業務内容 (1) および (2) において指定したサイズ・紙質にて印刷・製本を行う。

尚、対象品が世界情勢による供給不足に伴い調達困難な場合は、発注者と協議の上、同等以上の品質の代替品を選定し、届出の承認を得るものとする。

13. 納品物

納品物は以下の通りとする。

- (1) 防災ガイドブック（A4 判冊子）……………5,000 部
- (2) ハザードマップ（A1 変形一枚物）…5,000 部
- (3) ホームページ掲載用 PDF データー一式
- (4) 印刷用 PDF データ及び編集可能な Adobe Illustrator 形式の電子データー一式

14. 完了時の提出書類

業務が完了したときは成果品と次の書類を提出すること。

- ・ 成果品納入届
- ・ 完成した防災ガイドブック及びハザードマップの全体、印刷状態、折加工及び梱包状態等が確認できる写真
- ・ 請求書

15. 成果品の不具合(契約不適合)

- (1) 業務完了日から1年間以内に、検査によって発見することが困難であった成果品の契約不適合が判明した場合は、発注者は受託者に対し、相当の期間を定めて修補、再制作その他必要な措置を請求することができるものとする。
- (2) 納品後に国、佐賀県その他関係機関により新たに更新、変更又は追加された情報との不一致については、前項の契約不適合には含まないものとする。ただし、本仕様書に定める更新時期、精度その他の要件を満たさない地図データを使用したことによる不一致については、この限りでない。

16. その他

- (1) その他詳細については、発注者の指示に従うとともに、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協議を行うこと。
本業務の履行に通常必要となる費用は、見積書に個別に記載がない場合であっても、契約金額に含むものとする。